

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

災 害 に 強 い 県 づ く り
に 関 す る 要 請

令和3年10月8日

福島県議会災害に強い県づくり
特別委員長 満 山 喜 一

本委員会は、「災害に強い県づくりについて」調査を付託され、「令和元年東日本台風等からの復旧復興、防災・減災、国土強靱化及びこれらに関連する事項」の調査を目的として、令和元年12月25日に設置され、県内調査を含む調査活動に積極的に取り組み、活発な調査を進めてきた。

県では「令和元年東日本台風等に伴う災害」について検証委員会を設置し、「住民の避難行動の検証」、「市町村の避難情報発令状況と避難行動要支援者への対応状況」及び「避難場所・避難所の開設状況」を確認し、住民が迅速で的確な避難行動のできる自助・共助・公助の取組について検証し、「命を守るための避難行動に係る取組」をまとめている。

また、令和元年東日本台風等に係る県災害対策本部の活動の問題点・課題を検証し、「県の災害対応の改善に係る取組」をまとめている。

地球温暖化が止まらず、災害の激甚化が頻発する状況において、大規模災害の教訓を生かし、県の各種施策に有効に取り込んで、災害に強い県民行動の定着と促進、道路・河川等の整備を進め危険箇所などの迅速な解消に努めていかなければならない。

災害に強い県づくり対策は、県や市町村による施設・設備の改修・改良強化だけで成り立たない。

特に人的被害をなくすには、まず、県民、事業者、学校関係者等の方々が自ら積極的な避難行動を起こすことが大切であり、そのためには避難の空振りを恐れずに、積極的に避難情報を発信すること、要支援者への情報発信や避難の介助など広範かつ多様な対応が求められる課題があることから、人的被害を防ぐために、避難情報の発信や避難行動の促進、「自助」「共助」「公助」の在り方を明確にすること、河川改修や道路改良等による、防災・減災対策の積極的な実施に取り組んでいく必要がある。

本委員会は、「令和元年東日本台風等からの復旧・復興」に関する「災害対応」については、「生活の再建」、「生業の再建」、「災害復旧」及び「災害救助等」の視点から、「災害対応に係る検証」については、「災害対応の検証」の視点から、「防災・減災、国土強靱化」に関する「防災・災害対策」については、「防災・災害対策の推進」の視点から、また、「災害に強い県土基盤づくり」については、「災害に強く安全・安心なまちづくりに関すること」及び「復興を支える交通基盤の整備」の視点から調査を行い、調査報告書を取りまとめたところである。

「災害に強い県づくり」については、長期かつ継続的に取り組むべき課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においてはその重要性を十分踏まえ、次の提言について、必要な措置を講じられるよう強く要請するものである。

1 災害対応について

(1) 生活の再建

- ア 被災者の住宅再建の状況を的確に把握し、支援の在り方を検討する必要がある。
- イ 市町村によって、り災証明書の対応状況等にばらつきが生じないように研修等を通じ改善を図る必要がある。
- ウ 災害救助法に基づく様々な支援制度について、市町村に対して制度の周知を徹底する必要がある。
- エ 被災者の住宅再建につなげるために各種支援制度について、被災者世帯により丁寧に周知する必要がある。
- オ 災害救助法による応急修理制度について、修理の対象範囲の拡大を国に求めるとともに、県独自の支援についても検討する必要がある。
- カ 被災者生活再建支援法による支援金の基準額の引き上げ及び支援対象の拡充を国に求めるとともに、県独自の支援についても検討する必要がある。

(2) 生業の再建

- ア 商工会に対する支援を手厚くすることで、地域の商工業者の再建支援につなげることが必要である。
- イ 農地の地割れなどについて、県と市町村が連携し次期作付けに影響が出ないように支援が必要である。
- ウ グループ補助金などの支援が行き届かなかつた被災事業者がいることを課題と認識し、支援する必要がある。
- エ 被災した大企業も雇用の受け皿であることから、県内の別地域に移る場合についても支援が必要である。
- オ これまでの災害救助法の原則では対応しきれない事態に県民が陥っている認識に

立ち、個別の課題を的確に把握し、丁寧な対応で支援していく必要がある。

(3) 災害復旧

ア 県管理河川の護岸工事や河道掘削などの内容を明らかにしておく必要がある。

イ 阿武隈川流域治水の考え方を根付かせるためには、国が主導し、県・市町村も連携していく必要がある。

ウ 水災害が激甚化する中で流域治水の取組を強化していくことが必要である。

エ 流域治水は、地域住民、企業、学校など多くの理解と協力が重要であり、流域治水の「見える化」が必要である。

オ 流域治水は、国、県、市町村及び地域住民で対策する必要があり、地域住民の声を拾い上げることが重要である。

カ 特定都市河川法の改正により、指定した河川ごとに流域水害対策協議会を立ち上げることができることを地域住民に説明し、安心感を与える必要がある。

キ 流域治水は、河川ごとに住民も巻き込んで、流域治水プロジェクトに反映させていくことが重要である。

(4) 災害救助等

ア 県・市町村の危機感と地域住民の危機感に乖離を生じさせない情報の発信が必要である。

イ 関係機関への避難行動要支援者の名簿の提供と個人情報の保護について課題の整理に努め、適切な避難支援に結び付ける必要がある。

ウ マイ・タイムラインの作成について、普及・啓発を強化し、それによる自主防災組織の訓練の促進を図ることが必要である。

エ 応急仮設住宅に入居している被災者の生活再建支援のため、必要に応じて福祉部門と連携を図る必要がある。

オ 被災者へ市町村が支援制度の周知を丁寧に行うための協議など、支援強化を図る必要がある。

2 災害対応に係る検証について

(1) 災害対応の検証

ア 人的被害を防止するため、マイ避難の普及・促進を図る必要がある。

イ 市町村が地域の中でマイ避難の取組を進められるような応援体制が必要である。

ウ 福祉避難所の設置場所の事前周知や要支援者等が安全に避難する個別支援計画の作成支援を強化する必要がある。

エ 新型コロナウイルスの感染防止策を講じ、避難生活の質の向上を確保するため、避難所を設置する市町村に対し、適温な食事の提供、洋式トイレの設置、ベッドの確保などを促進させる必要がある。

オ 災害対策に精通し、避難指示など専門的判断のできる人材の育成が必要である。

カ 危機管理の専門的人材の育成には、国主催の防災関係研修会や他県の災害へ積極的に職員を派遣し、経験を積んで専門性を高めること、県全体で危機管理部や災害対応の部局で経験を積むローテーションを組むなどの長期的な人材育成が必要である。

3 防災・災害対策について

(1) 防災・災害対策の推進

ア 災害時におけるDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の活動に影響を与える連絡調整担当の支援に取り組む必要がある。

イ 災害対応の判断ができるリエゾン職員を派遣できる体制の整備が必要である。

ウ 市町村がハザードマップの策定を行うため、「洪水浸水想定区域図」の見直しを速やかに行い、提供する必要がある。

エ 土砂災害警戒区域等の周知は、地域住民、建築基準法を所管する部署、建築業者に対し、適切に周知を図る必要がある。

オ ロボットテストフィールドにおける消防訓練を関係機関と連携して実施するとともに、設備の整備と活用のPRを進める必要がある。

カ 住宅の耐震化について、耐震診断の方法を含めて改善し、耐震化の促進に取り組む必要がある。

4 災害に強い県土基盤づくりについて

(1) 災害に強く安全・安心なまちづくりに関すること

ア 小規模市町村の水道の老朽化対策には、技術的支援に併せて、財政支援の検討も必要である。

イ 公共事業の保全対象施設から外れる施設等の復旧を市町村独自で実施した場合についても市町村と協議の上、支援を検討する必要がある。

ウ 地震時に建物の被災状況を調査する「応急危険度判定士」の派遣による市町村支援の強化を図る必要がある。

エ 流域治水の考え方は、流域治水協議会において市町村の要望や要求をしっかりと聞いた上で、流域治水の対策を行う必要がある。

オ 河川堤防整備は、背後に住宅が密集している箇所を重点的に進めるなど被害を最小限に抑えるために戦略的に整備を行う必要がある。

カ 土砂災害による被害の未然防止のため、土砂災害警戒区域等の指定にしっかり取り組む必要がある。

キ マイ避難の今後の展開として、災害リスクのある場所に居住する住民等への啓発で自分の住む場所の危険度を認識させていく取組が必要である。

ク 水害対策において町内会等の地域リーダー研修は、ハザードマップで災害リスクのある地域の複数のリーダーが学べるよう工夫が必要である。

ケ 台風等の豪雨以外に、累積雨量による災害の発生状況を把握しながら、市町村や広域地域と連携して災害対策を行う必要がある。

コ 平時から、洪水の被害を軽減するため、河川の流下能力を確保する適切な維持管理に必要な予算を確保していく必要がある。

(2) 復興を支える交通基盤の整備

ア 道路ネットワークの構築として、新しい道路の設置、道路の改良や防災対策が実際にどのように利用されたか、事業を客観的に検証・評価し、次の道路交通基盤整備に活かしていく必要がある。